処遇改善への取組

令和８年11月より介護職員等処遇改善加算の算定をしております。加算の算定要件に基づき、当事業所は処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして、以下の通り公表致します。

職場環境等要件について

① 入職促進に向けた取組

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

③ 両立支援・多様な働き方の推進

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている

④ 腰痛を含む心身の健康管理

・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤ 生産性向上のための取組

・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している

・５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている

・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

⑥ やりがい・働きがいの醸成

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供